

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和4年5月13日成立
令和4年5月20日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を**導入**
 - ◆ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
（以後、第5次～第11次 一括法成立）
- 令和3年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月12日 地方分権改革有識者会議「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月21日 地方分権改革推進本部において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定
- 令和4年
3月4日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
5月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
5月20日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布

法改正事項の概要

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

- ① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）
- ② 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し（下水道法）
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し（土地改良法）
- ④ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し（難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法）

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑤ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し（住民基本台帳法）
- ⑥ オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（医師法、歯科医師法、薬剤師法）

3. その他

- ⑦ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）
- ⑧ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し（建築基準法）
- ⑨ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し（地方自治法）

1 地方自治法

- ・ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し

2 住民基本台帳法

- ・ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し

3 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

- ・ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し

4 医師法

- ・ オンラインによる医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

5 歯科医師法

- ・ オンラインによる歯科医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

6 薬剤師法

- ・ オンラインによる薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

7 土地改良法

- ・ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

8 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- ・ 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化

9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- ・ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲

10 建築基準法

- ・ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し

11 下水道法

- ・ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

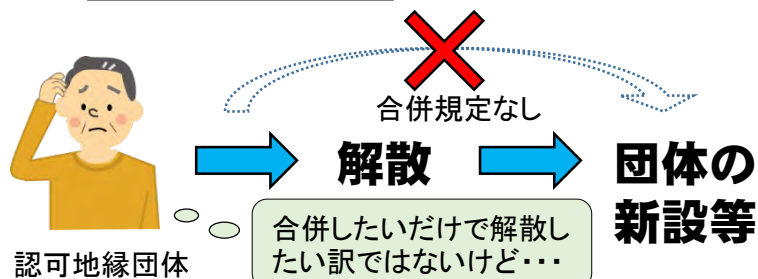
認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し (地方自治法)

(施行日: ①令和5年4月1日
②公布の日から3月を経過した日)

改正前

地方自治法

- 認可地縁団体^(注1)に関する規定について、
 - ①合併の規定が定められていない。
 - ②書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。



支障

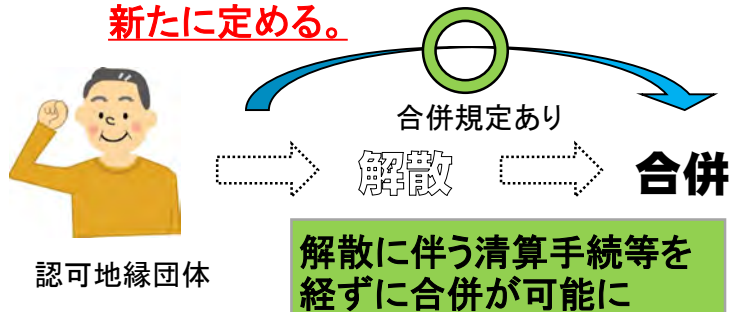
- 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。
- 決議に当たって、総会の開催を省略できない。



→ **認可地縁団体の活動の制約要因に**

改正後

- 認可地縁団体に関する規定において、
 - ①合併の規定を新たに定める。
 - ②書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。



効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減
- 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上



→ **認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与**

(注1) 認可地縁団体とは…自治会など(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)で市町村長による認可を受けた団体。

(注2) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。

水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し（住民基本台帳法）

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

改正前

住民基本台帳法

- ①水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請
- ②国土調査法に基づく地籍調査の実施・通知
- ③空家法^(注)に基づく空家等に関する調査等を行うために、**住民票の写し等の市区町村への請求(公用請求)や添付が必要となる。**

所有者等が不明の空家等

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、対応する市区町村の事務負担となる。**

事業等実施者
(地方公共団体)



公用請求

住民票の写し等の交付

市区町村



改正後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に国土調査法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○所有者等の現住所の特定が容易に
○住民票の写しの添付が不要に



効果

- 速やかな所有者等の現住所の特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し (難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法)

(施行日: 公布の日)

改正前

難病法

(※) 指定難病(潰瘍性大腸炎やパーキンソン病等338種類)の医療費等に係る助成金

都道府県は、特定医療費(※)の支給認定を行う際、

- ✓ 認定を受けた患者が医療を受ける指定医療機関を定め、
- ✓ 当該**指定医療機関の個別の名称**等を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている。

医療受給者証

病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

支障

- ✓ 利用する指定医療機関を新たに定め又は変更する場合には、その度に変更の手続きを行う必要。



駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要...



患者・都道府県双方の負担が大きい

(参考) 変更申請のうち指定医療機関の追加・変更に係るものの割合：
約7割 (3,362/4,906件) (R元年度、茨城県)

改正後

- ✓ 医療受給者証の記載事項の例示から、「指定医療機関の名称」を削除
- 患者が医療を受ける**指定医療機関**について、医療受給者証への**包括的な記載**が可能に

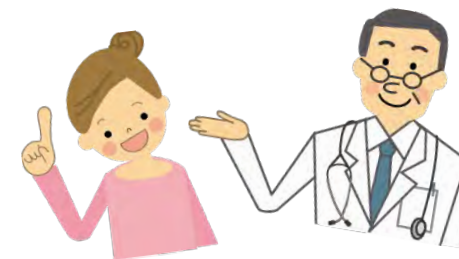
医療受給者証

例: ●●県の指定医療機関

効果



患者・都道府県の負担軽減



※ 難病法の上記改正に伴い、児童福祉法の類似の規定(小児慢性特定疾病の医療受給者証の変更手続)についても、同様の改正を行う。

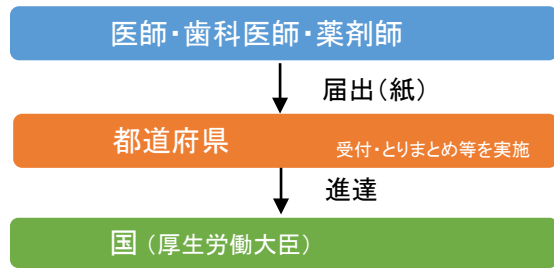
オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止 (医師法、歯科医師法、薬剤師法)

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)

改正前

医師法、歯科医師法及び薬剤師法

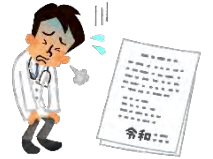
- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、住所、氏名、従事先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない。
- 届出は主に**紙**で、手交又は郵送により提出される。



支障

医師・歯科医師・薬剤師

届出票に手書きで記入し、郵送等で提出



都道府県

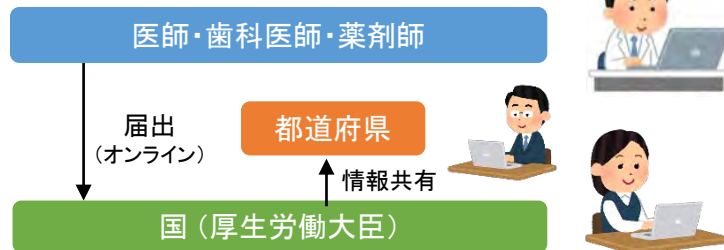
届出票の配布、受付、記載漏れの確認、とりまとめ等の**事務負担が発生**



改正後

- 医療機関等に勤務する医師等の届出を**オンライン化**
 - オンラインの場合の**都道府県経由を不要**とし、医師等が直接、**国に提出**することとする。
- ※紙での届出の場合は、現行どおり都道府県を経由して行う。

<オンラインの場合>



※令和4年度から見直す方向で検討

効果

医師等／都道府県の双方において、届出に係る作業を効率化

事務負担の軽減



【参考】全国の届出数(H30)

・医師 約33万人 ・歯科医師 約10万人 ・薬剤師 約31万人